

SEINENHORITSUKA

# 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N582  
2019・8・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

## 安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第15回

- テレビから選挙報道が消えつつある?—萎縮し続ける放送メディア…………… 石川裕一郎  
信楽列車事故と鉄道事故調査—TASK(鉄道安全推進会議)が解散…………… 佐藤健宗  
手錠・腰縄国賠大阪地裁令和元年5月29日判決について…………… 中森俊久  
遺族によるアスベスト労災記録開示請求訴訟、国に開示を命じる判決…………… 谷 真介  
「引き出し業者」を断罪する…………… 林 治  
—「監禁」「強制入院」「強制労働」ひきこもり支援を謳う悪質施設

## ロースクールの実情と法曹養成

- 競争原理が生むもの…………… 上林恵理子  
【新刊】【旧刊】『国家機密と良心—私はなぜペンタゴン情報を暴露したか』…………… 大山勇一  
「アメリカで最も危険な男」の良心に励まされて  
—ベトナム戦争を終結に追い込んだダニエル・エルズバーク氏へのインタビュー  
【議長ひとくちトーク】時間の節約と好循環～逆転の発想から見えてくるものがある…………… 北村 栄



ブハラの子ども

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第15回

# テレビから選挙報道が消えつつある?

## — 萎縮し続ける放送メディア —

聖学院大学教授 石川裕一郎

### ■ 減少の一端をたどる選挙報道とその影響

四八・八%という記録的な低投票率に終わった第二五回参議院議員通常選挙(二〇一九年七月二日)。その原因の一つとして、テレビに代表される放送メディアにおける選挙報道の少なさが挙げられることに異論はないだろう。たとえば、投票日の一週間前になっても朝の出勤登校時間帯、あるいは午後七時または九時というプライムタイムのNHKのニュース・報道番組において参院選がほとんど取り上げられていないということとは、つとに指摘されていた。民放においても同様である。

選挙報道の少なさは、数字によっても実証されている。投票日直前(七月一九日)の朝日新聞記事によると、公示日(七月四日)から二日間の在京五局の地上波における選挙に関する放送時間は計二三時間五四分で、前回(二〇一六年)の三〇時間三七分から六時間四三分も減っている。ちなみに前々回(二〇一三年)は三八時間三三分だったので、実に三分の一以上の減少である。なぜ、これほどテレビの選挙報道は減少してしまったのだろうか。

### ■ 低投票率の責任はテレビにも

不思議なことに、投票が締め切られた七月二日の午後八時をもって、まるでイスラム教のラマダン明けのように、各局とも選挙特集番組を一気に流した。各局とも選挙戦の様子をきちんと取材・撮影はしているのである。また、それら選挙特番のなかでは、各党の政策や当選者の主張を厳しく問い詰めるような場面もあった。だが、それを見て「同じような番組をなぜ投票日前に流せないのか」と感じた向きは少なくなかったに違いない。

それにもかかわらず、今回の低投票率についてメディアは、まるで他人事のように「今回の低投票率を各党は深刻に受け止めなければならぬ」と論評した。だが、この低投票率の原因は、政党と同じくらいテレビ局の姿勢にも求められるように思われる。メディアの多様化が進んだとはいえ、テレビが有権者の投票行動に与える影響は依然として大きい。

今回テレビの選挙報道が少なかった理由として、先に引用した朝日新聞記事に紹介されたテレビ局元プロデューサーは、「安倍政権一強。政権交代が起きる要素もない。取り上げたくなくなる個性の強い候補者や選挙区もない。視聴率が取れない」ことを挙げている。しかし、すべての一人区にお

いて野党候補が一本化されて「与野党一騎打ち」の構図がつけられ、東北各県・新潟・滋賀・大分などでは激戦が繰り広げられたこと、東京・神奈川・兵庫・広島などの複数人区においても「最後の二議席」をどの候補者が獲得するか注目を集めたこと、ネットと街頭で注目を集めていた「れいわ新選組」等、素材には事欠かなかったはずである。もし本場に「視聴率が取れない」と認識しているのならば、日本のテレビは政治報道に携わる資格も能力も既に失っているということになろう。

### ■政治報道から遠ざかり続けるテレビ

ところで、同じ元プロデューサーは「選挙期間中は、陣営からのクレームを恐れ、発言時間をストップウォッチで管理するなど細心の注意が必要」であり、「数字が取れないのに、作り手は、手間とリスクを取って放送するメリットはないと思っっているのでは」とも語っている。おそらくこちらが真の理由であろう。この発言は、在京各テレビ局に選挙報道の「公平中立ならびに公正の確保」を「お願い」した萩生田光一・自民党筆頭副幹事長（当時）らの要請（二〇一四年二月）、あるいは番組編集に当たって「政治的に公平であること」および「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を

放送事業者に求める放送法四条に依拠した高市早苗・総務相（当時）の「停波」発言（二〇一六年二月）が今なおテレビを委縮させている様をうかがわせる。

この点について、二〇一七年に日本の報道機関の委縮の可能性を指摘した、国連人権理事会「言論の自由と表現の自由に関する特別報告者」デイヴィッド・ケイ氏は、今年六月、いまだ日本ではメディアの独立性に懸念が残るとする報告書をまとめ、二年前に同氏が指摘した特定秘密保護法改正、放送法四条廃止等が日本政府によってほとんど履行されていないことを批判している。ちなみに、国際NGO「国境なき記者団」による「報道の自由度ランキング」における日本の順位は、二〇一〇年の二位を頂点に低下の一途をたどり、最近では六〇〜七〇位台に沈んだままである。

今回の参院選に関連しては他にも、明らかに政権を批判するシーンを多く盛り込み、選挙戦とほぼ同時期に全国でヒット上映中だった映画『新聞記者』がほとんど紹介されなかったこと、今回の参院選で激戦となった新潟選出の与党の衆議院議員の暴力事件の報道が選挙後になったこと等、テレビの報道姿勢に疑問符が付されるような事象が増加していることも指摘しておきたい。

なお、「萎縮」ではなく、むしろテレビ局が経営戦略として積極的に現政権との関係を深めるケー

ス（権力とメディアの結託）も指摘されている。そうだとすると、もはやテレビは権力批判のツールたる報道機関どころではないということになろう。

### ■今後の展望

さて、次の国政選挙は、予定通りだと二〇二一年の衆院選だが、遅くとも二〇二〇年中の解散総選挙が取り沙汰されている。だが、それまでに放送法四条改正の見込みはなく、かつ放送メディアと現政権との関係に劇的な変化が起きることは期待できない。そうなると、われわれは、リベラルな民主主義国家のそれとしてのまっとうな選挙報道を日本のテレビに期待することはもはや叶わないことを正面から認め、それを補う方法を真剣に考察しなければならぬかもしれない。さもないければ、このようなテレビの実態を国民に広く知らしめ、世論を喚起する方途を模索すべきであろう。

# 信楽列車事故と鉄道事故調査

## — TASK(鉄道安全推進会議)が解散

### 一 信楽高原鉄道列車事故

一九九二年五月、滋賀県信楽町の信楽高原鉄道軌道上で、信楽高原鉄道(SKR)とJR西日本の車両が衝突し、死亡者四二名、負傷者六一四名を出すという大事故が起きた。

SKRはかつては国鉄であったが、第三セクターとして発足した鉄道である。事故当時、信楽町では「世界陶芸祭」が開催され、連日予想を超える観客が訪れていた。

愛する家族を突然の事故で失った遺族の悲しみは想像に余りあるが、事故直後、遺族らは事故原因も責任の所在も早急に説明されるものと思っていた。しかし原因究明は遅々として進まず、JR西日本は責任を認めようとしなかった。遺族は団結する必要を感じて遺族会を結成するとともに、遺族弁護士がつくられ、私もその一員に加わる機会を得た。

### 二 鉄道事故と原因調査

事故原因に関する鉄道両社の説明は遺族が納得できるものではなく、事故から丸一年たつても滋賀県警からも運輸省からも事故原因について何の説明もなされなかった。航空事故や海難事故では、航空事故調査委員会や海難審判庁(当時)が事故の原因調査を担当するが、鉄道事故の場合は独自の事故調査機関も調査手続きも定められていない。

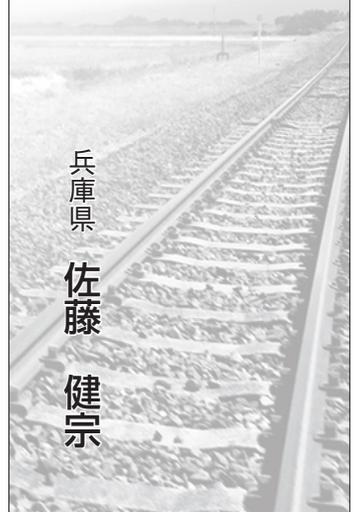
ところが柳田邦男氏の文献によると、米国ではNTSB(国家運輸安全委員会)という運輸省から独立した事故調査機関が、鉄道を含む運輸分野全般の事故について、再発防止を目的とした徹底的な調査を行っているとのことであった。そこで

遺族と弁護士は米国のNTSBを訪問することにした。

訪米で我々は衝撃を受けた。そこには日本では想像もできなかった、被害者と国民のための事故調査が行われていた。ある事故調査官の「私たちは遺族や被害者に代わって事故の調査を行う。私たちの仕事の結果、事故が根絶され、私たちの仕事が終わってしまうことこそ私たちの願いである」という言葉は、米国を訪問した一同の胸の中で希望の灯となった。そして信楽の事故を無駄にしないためには、日本でも鉄道事故のための専門的かつ運輸省から独立した事故調査機関が必要だと考えるようになった。

### 三 鉄道事故調査委員会の設置を求めて

日本に戻った遺族と弁護士は、民事訴訟におい



兵庫県 佐藤 健宗

て鉄道両社の責任を明確にするために全力をあげて奮闘する一方、日本の鉄道事故調査制度を問う活動をはじめた。

まず信楽事故の遺族を中心とする市民団体(TASK・鉄道安全推進会議)を設立し、他の事故の遺族など鉄道安全に関わり合いをもつ多くの人々呼びかけた。そして、なぜ遺族は事故原因について納得のゆく説明を受けられないのか。なぜ運輸省は再発防止のために徹底的な調査を行わないのか。警察の捜査は事故の原因究明や再発防止に有効なのか等の疑問を問い続けた。

しかし運輸省の壁は厚かった。航空事故では事故の性質上、証拠が散逸することがあり独自の調査が必要だが、鉄道事故の場合はその必要はないというのである。

その後もTASKを母体に何年も地道に活動を続けるうちに、少しずつ我々の活動は実を結び始めた。ヨーロッパへの訪問調査を実施し、世界的潮流についての貴重な情報を得たり、各国の調査機関の担当者から励まされたりした。そしてその結果を書籍として出版した。理解ある国会議員らの協力を得て歴代の運輸大臣と面会を重ねるようになった。その結果、運輸大臣の諮問機関である運輸技術審議会で、鉄道事故のための調査機関の必要性についても説明する機会を与えられ

た。米国NTSBの他オランダ、カナダの事故調査機関の幹部を招聘して国際シンポジウムを東京で開催した。シンポジウムには運輸省から多数の中堅幹部も参加してくれた。

#### 四 鉄道事故調査委員会の設置へ

最終的に方向性が決まったのは、二〇〇〇年三月の営団地下鉄日比谷線中目黒駅事故である。すでに運輸省は、再発防止を目的とした鉄道事故のための調査機関設置の必要性を認め、運輸省鉄道局長の私的諮問機関ではあるが、鉄道事故調査検討会を設置していた。営団地下鉄の事故では鉄道事故調査検討会が事故調査に携わったが、調査活動の経緯を踏まえて、常設かつ法的な根拠と権限を有する事故調査機関を設置することの必要性が調査検討会によって明らかにされた。

その結果、国会に法案が上程され、航空事故調査委員会設置法が、航空・鉄道事故調査委員会設置法に改正され、二〇〇一年一月より鉄道事故のための調査機関が発足することとなった。信楽列車事故から一〇年、TASK発足から八年目の成果であった。参議院国土交通委員会では、TASK初代会長の白井和男氏が、参考人として意見陳述を行い、委員会の議員や役人の皆さんに大きな感銘を与えた。無力と思われていた被害者遺

族が粘り強く提案と運動を継続し、国の統治機構の改正が行われた希有な例であるといえよう。

#### 五 運輸安全委員会の発足へ

二〇〇八年一月、従来の航空・鉄道事故調査委員会が法改正により、運輸安全委員会となった。この法改正により運輸安全委員会は国家行政組織法第三条の組織となり、規則制定権、人事権、予算編成権、大臣以外の組織にも直接安全勧告を行う権限が付与された。さらに条文で委員会が被害者・遺族に対して適宜適切な情報を提供すると定められ、被害者支援の活動が明確に位置づけられた。

TASKは運輸安全委員会の設立後も活動を続け、運輸分野で事故が発生した場合の、国や運輸事業者の被害者支援活動の定着のために活動を続けた。

さらにTASKの活動は、運輸分野以外の事故、例えば消費者事故、医療事故、いじめや体罰による学校事故などの分野でも事故調査委員会が設置される引き金になったと評価されている。

二〇一九年六月、当初の目標をほぼ全て達成したため、TASKは解散した。

# 手錠・腰縄国賠大阪地裁

## 令和元年5月29日判決について

大阪 中森 俊久

1

勾留中の被告人は、刑事法廷への入廷時と退廷時、手錠と腰縄で身体拘束された姿を傍聴人や裁判官らに見られる。初めて裁判を傍聴した一般の方には、手錠や腰縄をされた被告人の姿を見て驚かれた方もいるであろう。

そのような運用は、被告人の人格権や、無罪推定や当事者主義等の司法原則との観点から妥当とはいえないのではないかと。手錠・腰縄大阪国賠弁護団は、そのような問題意識のもと、裁判官や傍聴人から手錠・腰縄姿を見られないようにする措置を裁判所に求めたにもかかわらず、何らの措置もとられなかった結果、傍聴人らに手錠・腰縄姿を晒すことを余儀なくされた被告人の方を原告として、国家賠償を求める訴訟を提起した。そして、大阪地方裁判所（大須賀寛之裁判長）は、令和元年（二〇一九年）五月二十七日、被告人の手錠等を施された姿をみだりに公衆にさらされないことを法的権利として認める画期的な判決をした（国家賠償請求については、本件裁判官らが執った措置が、法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情があるとまで認めることはできないとして棄却している）。

2

判決の一部を以下抜粋する。

「現在の社会一般の受け取り方を基準とした場合、手錠等を施された被告人の姿は、罪

人、有罪であるとの印象を与えるおそれがないとはいえないものであつて、手錠等を施されること自体、通常人の感覚として極めて不名誉なものと感じることは、十分に理解されるところである。また、上記のような手錠等についての社会一般の受け取り方を基準とした場合、手錠等を施された姿を公衆の前にさらされた者は、自尊心を著しく傷つけられ、耐え難い屈辱感と精神的苦痛を受けることになることも想像に難くない。これらのことに加えて確定判決を経ていない被告人は無罪の推定を受ける地位にあることにもかんがみると、個人の尊厳と人格価値の尊重を宣言し、個人の容貌等に関する人格的利益を保障している憲法三条の趣旨に照らし、身柄拘束を受けている被告人は、上記のとおりみだりに容貌や姿態を撮影されない権利を有しているといふととどまらず、手錠等を施された姿をみだりに公衆にさらされないとの正当な利益ないし期待を有しており、かかる利益ないし期待についても人格的利益として法的な保護に値するものと解することが相当である。」

「原告Xに関する刑事事件については、判決宣告期日を含む四回にわたる公判期日のいずれについても、弁護士から手錠等を施された被告人の姿を入退廷に際して裁判官や傍聴人から見られないようにする措置を講じられた旨の申入書が提出され、各公判期日においても、弁護士から同旨の申

立てがされたにもかかわらず、担当裁判官は、いずれの申立てについても、具体的な方法について弁護人と協議をすることもなく、また理由も示さないまま特段の措置をとらない旨の判断をし、手錠等を施された状態のまま原告Xを入廷させ、また手錠等を使用した後に退廷させたものである。これらのことからすると、本件裁判官らの執った措置は被告人の正当な利益に対する配慮を欠くものであったというほかに、相当なものではなかったといわざるを得ない。」

3

前記の判決は、最高裁判所事務総局刑事局長及び家庭局長が平成五年七月一九日付けで発出した高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長あて書簡及び同日付け法務省矯正局長通知によれば、遅くとも同日迄に、最高裁判所事務総局と法務省矯正局との間において、戒具を施された姿を傍聴人の目に触れさせないようにするための方策について協議がされ、特に手錠等を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせることは避けるべきであるという事情が認められる場合の運用として、開廷前は裁判官、被告人、傍聴人の順序又は被告人、裁判官、傍聴人という順序で入廷し、閉廷後は傍聴人、被告人、裁判官という順序で退廷することとし、傍聴人のいない所で解錠し、又は施錠させるという運用を原

4

則とし、これによることができな特段の事情がある場合にはあらかじめ拘留所と相談の上、所定の条件に沿って被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷の出入り口の所で解錠し、又は施錠させるという方法その他適切な方法を執ることが相当である旨の協議が整い、この運用についての考え方については、全国の裁判所及び刑事施設に周知されたことを重視している。

本判決の意義は大きい。本判決が報道等される経過の中、申し入れを受けた裁判所

が衝立等を立てて被告人の手錠・腰縄姿を晒さないようにする措置（入退廷の順序を工夫する方法、衝立を立てる方法など）をとったとする報告が全国から寄せられるようになった。自分の刑事裁判を受けるにあたって、なぜ傍聴人や司法関係者に手錠・腰縄姿を晒さなければならぬのか。刑事弁護人が申入書を積極的に活用し、この問題を全国的に周知させる経過の中で、最終的には申入れの有無にかかわらず、抜本的な運用改善が早急に図られるべきである。

今後の日程

【常任委員会 (全国ミーティング)】

- \*第2回 (秋) 2019年 9月 7日 (土) 東京
- \*第3回 (冬) 2019年12月 6日 (金) ~ 7日 (土) 滋賀
- \*第4回 (春) 2020年 3月 6日 (金) ~ 7日 (土) 宮崎

【第51回定時総会】

2020年 6月27日 (土) ~ 28日 (日) 宮城県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

9月18日 (水) 10時半 ~ 青法協本部

【広報委員会】

9月30日 (月) 18時 ~ 青法協本部

# 遺族によるアスベスト労災記録開示請求訴訟、 国に開示を命じる判決

大阪 谷 真介

## 1 遺族による労災記録の開示請求における不合理な取り扱い

労働者が業務上災害を受けた際、労基署に労災申請し、労基署が調査した事実等が記載された労災記録は、不支給決定に対する審査請求をしたり、あるいは企業の安全配慮義務違反による損害賠償請求等を検討する際に、極めて有用な情報となる。労働者側で前記相談を受けた際には、まず労働局に対して行政機関個人情報保護法に基づく開示請求を行い、これを取得するのが通常である。特にアスベスト労災では、病気発症までの潜伏期間が長い。どこでアスベストにばく露したか等の情報が被災者本人や特に遺族には不明である場合が多く、労基署の調査で判明する事実も多い。

しかし、被災者本人が労災申請をし、決定を受けた場合、被災者の死亡後に遺族(相続人)が被災者の労災記録について個人情報開示請求をしても、原則として(その遺族が労災の遺族補償給付等を受けている場合でない限り)開示されない。これは行政機関個人情報保護法による「個人情報」が「生存する個人の情報」と規定されているからである。死者の情報はあくまで死者の情報であり、相続人が相続するわけではない(死者も相続人に対しても知られたくない情報がある)という考えからである。そのため、例えば被災者が労災で死亡し、妻が遺族補償年金を受けていたが、その妻も亡くなり夫妻の子(相続人)が企業や国への損害賠償請求を検討するために被災者(父)の労災記録の開示請求をしても、開示されなかった。

## 2 アスベスト被害に関する厚労省個別通知と開示訴訟へ踏み切った経緯

工場におけるアスベスト被害は、二〇一四年一〇月に泉南アスベスト最高裁判決が出され、その後の原告団との和解において、国は同一の要件に該当する被害者・遺族について訴訟提起をすれば和解し賠償金を支払うこととなった。ただ周知が不十分な状態が続いたため、二〇一七年一〇月、国自身が把握する労災認定等を受けた被災者・遺族に対し訴訟提起を促す通知(個別通知)を出すこととなった。

もともと、同通知は、必ずしも国賠要件に合致していることを前提にしているわけではないため、

通知を受けた被災者・遺族は、同要件に合致しているかどうかを検討するためまずは労災記録の開示請求をし、これを検討の上で国賠訴訟を提起するかどうかを決定することとなる。本件開示請求訴訟の原告となった方(二名)も、国から個別通知を遺族として受け取り、被災者の労災記録の開示請求をしたにもかかわらず、遺族であることを理由に労働局から不開示決定を受けた。

全国のアスベスト被害者団体・弁護団は、かかるケースについて積極的に事前に開示をするように国に要請してきたが、国の態度は変わらなかった。国の責任で被害者を出しながら、その情報を開示しないということがあつてよいはずがなく、二〇一八年五月、不開示決定処分取消訴訟を大阪地裁に提訴した。

### 3 取消訴訟の経緯と大阪地裁判決

取消訴訟では、アスベスト被災者の労災記録の情報が、遺族(相続人)を本人とする個人情報といえるかが、唯一の争点であった。

国は、相続した故人の損害賠償請求権に関する情報が遺族(相続人)を本人とする個人情報にあたる場合があることを認めながら、その「損害賠償請求権」が確定判決等で存在が確実な場合でなければならぬという、奇妙な主張を展開し

た。損害賠償請求の確定判決等を得るために必要である労災記録の情報について、その損害賠償請求の確定判決等がなければ開示を認めないというのは、明らかに背理である。その他原告側は、死者の個人情報も遺族を本人とする個人情報として開示されている社会的な実例として、信用情報や医療情報、多数の地方自治体の条例等を豊富にあげ、本件で遺族に開示が認められるべきことを迫った。

すると国は、訴訟の途中で突然、対象の労災記録を任意に開示する方針を明らかにした。ただよく国の話を聞くと、遺族が民事訴訟法上の提訴予告通知をした上で提訴前照会(民法三三二条の二)をすれば対象労災記録を開示する、というものであった。原告らは、損害賠償請求権の除斥期間が迫っている原告もいたことからこれに依拠することとし、一方で行政機関個人情報保護法に基づく開示請求権の存否を正面から明らかにするため、訴えは取下げず、判決に至った。

### 4 地裁判決での勝訴と判決の確定

二〇一九年六月五日の大阪地裁判決(三輪方大裁判長)は、行政機関個人情報保護法の第一次的目的は個人の利益を保護することにあり、本件労災記録を開示することは原告らが相続したアスベ

スト被害に関する損害賠償請求権の存否を直接的に示す個人情報にあたる一方、これを開示しても第三者の権利利益を侵害するとは言い難いこと等の理由を挙げ、被災者の労災記録の情報は、遺族を本人とする個人情報に該当するとして不開示決定処分を違法として取り消した(開示を命じた)。国は、控訴をせず本判決が確定した。

前記のとおり、国は提訴前照会制度において対象労災記録を開示する取り扱いに変更していたが、遺族が自らの「権利」として開示請求権が認められた意義は大きい(これにより開示に期限が設けられることとなるし、開示範囲において不服があれば審査請求や取消訴訟で争うことができる)。本判決の確定により、アスベスト被害のみならず通常の労災事故の場合の労災記録や、それに留まらず、医療機関のカルテ、学校事故の事故報告書等、遺族が被災者の事故等に関して真相解明や、加害責任の追及の検討のために情報を取得するあらゆる場面に波及しうるものと評価できる。

(弁護団は大阪アスベスト弁護団から、谷真介、馬越俊佑、安原邦博)

# 「引き出し業者」を断罪する

## —「監禁」「強制入院」「強制労働」 ひきこもり支援を謳う悪質施設—

東京 林 治

### 一 ひきこもりの人数

二〇一六年九月の政府の発表よれば、一五〇三九歳のひきこもりの人数は五四・一万人と推計されている。さらに、政府は二〇一九年三月に四〇〇六四歳のひきこもりの人数を推計六一・三万人と発表した。

二つの調査から約一〇〇万人のひきこもりが日本には存在するのである。これまでも、ひきこもり支援者や研究者の中では「一〇〇万人以上は存在する」と指摘されていたが、それが政府の推計でも裏付けられた。研究者の中には二〇〇万人以上と指摘する者もいる。

### 二 あけぼのぼし自立研修センター

ひきこもりは、一旦始まると自然に回復することとは困難で精神疾患なども併発し、支援や治療を行っても回復まで長期化することも多数報告されている。そのため、ひきこもり当事者、およびそれを支える家族の将来への不安や悩みは、非常に大きい。

二〇一九年五月二八日に川崎市で発生した児童殺傷事件の犯人がひきこもりであったこと、その直後に元農林水産省事務次官がひきこもりの息子を殺害する事件が起きたことから、当事者や家族の不安はさらに大きくなった。

ひきこもり当事者や家族に対する支援体制の充実が求められている。しかし、残念ながら行政による支援体制や情報提供も十分でないため、不安を抱える家族の中には「ひきこもり支援を謳った民間業者に問題解決を求める者も少なくない。

新宿区内にあるあけぼのぼし自立研修センター（以下「センター」という）は、そのような不安を抱えた家族に対し「今行動しなければ、五年、一〇年、ひきこもり状態が続く」「行政の支援では時間がかかり迅速に対応しない」「私たちに任せればほぼ確実に自立させる」などと不安を煽るような文句や甘言を述べて高額な費用（半年で約六〇〇〇九〇〇万円）で契約させている。しかし、高額な費用を支払わせながらひきこもり当事者に対しては、「未成熟子には何も言う権利はない」などと述べて暴力的な方法で連れ出し、反抗的な態度を取る者には見せしめ的に精神科病院に強制的に入院させたり、当事者の意向を無視して就労を強要したりするなど、高額な費用に見合った専門的な行き届いた支援をするのではなく、違法行為を行う悪質民間業者である。なお、行政の補助などは一切ない純粋な民間業者であり、熊本県内にも施設を有している。

ひきこもり支援については、信頼関係を築かなければならないとされているが、センターのやっていることは暴力的な違法行為であり信頼関係を



2019年2月8日 あげぼのばし提訴記者会見

築くことをしていない。当事者は、こんな施設と契約した家族を恨み家族との関係を悪化させ、ひきこもりから回復するどころかむしろひきこもりからの回復を一層困難にしているのである。

センターのように無理やり暴力的にひきこもりを連れ出す業者は「引き出し業者」と呼ばれている。

### 三 事件相談のきっかけ

センターに入所している「研修生」と呼ばれる四人の者が、二〇一八年七月下旬に、センターから近いあかしあ法律事務所に脱出したいと訴えてきた。強制的な連れ出し、監禁、見せしめ的な精神科病院への強制入院、強制就労など違法行為(人権侵害行為)が行われているのは相談内容から明らかであった。し

かし、脱出させるとしてもその後の生活を確保しないとならないことから、同事務所の平山知子弁護士、大久保佐和子弁護士から誘われたのがきっかけである。

### 四 脱出

同年八月一〇日、新宿区内のセンターにいた三人を脱出させ、同年九月二〜三日には、フリージャーナリストの方と並木陽介弁護士も加わり熊本県まで行き熊本県球磨郡湯前町の施設から二人を脱出させた。

それぞれの施設からの脱出後は、一時的に生活保護を利用して生活費用や寝る場所を確保した。

### 五 提訴

ここに書ききれない様々な事を経て、二〇一九年二月八日、東京地方裁判所へあげぼのばし自立研修センターを被告に二つの事件を提訴した。

一つは、脱出した「研修生」が逮捕監禁、見せしめ的な精神科病院への強制入院などの被害を訴えた損害賠償請求事件である。もう一つは、別の「研修生」の親が原告となり、ひきこもり本人の「衣・食・住」をはじめとする基本的な事項について、適当であると判断される時期に至るまでは、原則的にセンターが管理するという契約内容は公序良俗に反するとして、センターに支払った金銭

の返還を求める不当利得返還請求事件である。

この二つの事件の弁護団長には、宇都宮健児弁護士に依頼し、快諾していただいた。

### 六 被告の主張

これらの裁判で、被告は全面的に争っている。

脱出した「研修生」が原告になっている事件では、連れ出し行為や逃げないように監視(監禁)の事実が否定している)した行為は、医療保護入院の要否が判断されるまでの保護行為として正当化されるであるとか、医療保護入院を決定したのは病院であり被告に責任はないなどと主張している。

「研修生」の親が原告になっている事件では、契約書上「研修生」本人の自発的意思で業務困難な場合は被告が契約を解除できるから、人身の自由を奪うような公序良俗違反にならないなどと主張している。

しかし、これらの主張は、事実にも反し、他の契約条項からも成立しないものである。

裁判を通じて被告の悪質性を断罪するとともに、悪質業者に頼らずとも川崎の事件や元農水省次官の事件で不安に思っている当事者や家族を支援できるように行政機関にも手厚いひきこもり支援を求めていきたい。

# 競争原理が生むもの

大阪 上林惠理子

受験対策だけをして勉強するより、ロースクールに行く意義があると思います。

## 他

方で、多くの学生が司法試験につながる科目を選択することを避け、面倒なことは手を抜くという現実があることも事実です。教授陣の熱意と学生のやる気が大きく乖離していることもあります。学生の姿勢に対する批判はあるでしょうが、司法試験の合格率が二割程度にとどまり、せっかくロースクールで勉強をしても、実務家にならない可能性が大きいという現状からすれば、学生が司法試験の勉強のみに興味関心を持つことも当然であると言えます。

また、司法試験に合格しなければならないという焦りに加え、ロースクールで成績がつき、その成績は採用に影響することから、ロースクール内は常に競争状態です。競争状態は、他者に対する寛容性を失わせませす。ロースクール内で大人がするとは思えない陰険な事件が発生したり、いつのまにかクラスから消えている学友がいるのに「あいつ最近いいね」程度の関心しか持てないことは、そのことと表れなのではないかと思えます。前述したように、授業についていくためには、上下や横のつながりが大事になりますが、助け合

## 私

が経験したロースクールの様子から、考えたことを書きます。私の話が一般化できないものであることにご留意ください。

ロースクールは、ソクラテスマソッドという対話形式や、少数数で議論する形、もしくは実務的なプレイロールをする形の授業が多く用意されています。そのため、緊張状態の中適切に自分の考えを伝える練習になります。しかし、適切な応答をするためには、当然予習を念入りにしなければなりません。ロースクールの授業は密度の濃いものであったので、一つ二つの授業の予習を自力で丹念に行っていると、時間がとても足りません。そこで、そこでは、予習の濃淡の見極めをつけて効率よくことを進める能力と、仲間との連携が大事になります。ロースクールにあまり知り合

いのいなかった私のような者は、予習に手いっぱい、復習にはとても手が回りませんでした。

予習の負担や発言しなければならぬプレッシャーを考えると、ロースクールの授業はとても苦痛でしたが、他方で、教授陣の個性的な解説を聞き、答えのない議論をしていくのは楽しい場でもありました。今振り返ると、判例を様々な方向から検討し、批判を繰り返す講義を受けられたことは、司法試験はともかく、実務に出た今、とても役に立っています。今も、ロースクールのノートを引っ張り出して読むことがあります。また、司法試験受験科目以外の講義を受けたり、法理学や法社会学を選択したりすることも面白かったです。これらの点を考えると、学部時から司法試

## ロースクールの実情と 法曹養成

いのネットワークを持っていない人は、「助けて」と容易に言い出せない雰囲気も漂っています。

**さ**

らに、この競争は、司法試験合格前から学生間に序列を生み、ロースクールの序列と相まって、法曹の世界にデビューするときから進路が狭まっている状態が発生していると感じます。採用する側も、履歴書とロースクールの成績表、司法試験の成績表を求めるところが大勢となっており、司法試験受験前に青田買いする動きも見られます。このような現象は、ロースクールがあるからなのではないかと思えます。たまたま、ロースクール批判をするアメリカの法学者ダンカン・ケネディの著作を扱うロースクールの授業を取る機会があり、そこでも序列化の事に触れられていました。

また、競争から派生して、未修生と既修生の乖離も割合深刻でした。未習生は基本的に、一年で法律の基本事項を詰め込み、二年目から既修生と一緒にソクラテスマソッドを受けることになるので、未修生にかかる負担は大変大きなものになります。しかし、ロース

クルの殺伐とした雰囲気を感じて、既修者に助けを求めることはできない、という未修者の方は少なくなかったです。教授陣は、勉強会等で学生が助け合って学習することを奨励しますが、学力に差がある者同士と一緒に勉強会を組む光景はあまり見られません。既修生も、他に気を配る余裕が生まれない程追い込まれてしまうのです。

**以**

上の問題点の理由の一部は、ロースクールの卒業後の生活が保障されていないことにあると思えます。ロースクールを卒業したとしても、司法試験の合格率は二割に満たず、司法試験に合格した後にも、安定した生活と報酬が約束されていない、という現実が待っています。医者や養成システムと比較して、法曹養成のシステムは金銭的にも時間的にも精神的にも、とてもリスクのあるものです。先を見通す能力のある者がこの進路を選ばたいと思うでしょうか。法曹志望人口が減っていると聞きますが、よほど志がある若者が増えない限り、それは当然の事だと思えます。私の学部時代の友人たちも、優秀な人ほど、リスクのあるロースクールを狙うより、ベンチャーや外資系など、学部卒業時には就職と収入が約束され、かつ夢のある進路を選ん

でいた気がします。

**以**

上の問題を解決するために、私は、ロースクール卒業者は司法試験の合格が約束されている必要があると思います。法曹人口をこれ以上急激に増やすことはできないでしょうから、合格率を上げるためにはそもそもロースクールの入学者を減らし、司法試験の合格率を八割以上にする必要が有ると思います。その代わり、ロースクールへの入学者は、年齢・学歴・職業を問わず幅広く募集し、そこで法曹志望者の裾野を広げてはどうでしょうか。

ロースクールと司法修習のすみわけが問題になりますが、単純に座学と実務修習で分ければよいと思えます。司法試験前に実務的なことを聞いても司法修習時には全く覚えていないこともあれば、双方のカリキュラムががぶついで無駄だと思ふ部分もあったので、両制度の意義を見直して差異化を図る必要があります。

書評 『国家機密と良心——私はなぜペンタゴン情報を暴露したか』

「アメリカで最も危険な男」の良心に励まされて

——ベトナム戦争を終結に追い込んだダニエル・エルズバーグ氏へのインタビュー——

東京 大山 勇一

政

権にとって不都合な事実は「秘密」として半永久的に隠べいされる、真実が隠されたまま戦争が始められる、そしてその「秘密」に触れようとした市民は恣意的に処罰されかねない——二〇一四年二月に施行された「秘密保護法」の危険性を知るにつけ、これを打開するための方策を多くの仲間が求めていた。こうした中、米国内政権内の「秘密」を暴露してベトナム戦争終結に結び付けた人物の名を知った。ダニエル・エルズバーグ氏である。彼は、自ら政権内部で作成にかかわった国防総省秘密文書（ペンタゴンペーパーズ）を文字どおり命を懸けて暴露することによって、ニクソン大統領を辞任へ、そして汚い戦争と呼ばれたベトナム戦争を終結に追い込んだ人物である。

国と時代は違えども、「秘密」による抑圧を跳



エルズバーグ氏宅前にて。左から2番目がエルズバーグ氏、左端は筆者

ねのけるための勇気と活力に学ぶところは大きく、思うところがあるメンバーで実行委員会を作り（代表は梓澤和幸弁護士）、二〇一六年三月、私と通訳者、学生一名の三名は、エルズバーグ氏の住む米国サンフランシスコに赴き、二日間五時間以上わたるインタビューを行った。

彼の生涯を描いたドキュメンタリー映画で、彼は「アメリカ

で最も危険な男」(The Most Dangerous Man in America)と呼ばれている。ニクソン政権が最も恐れていた人物であったからである。だからこそ、彼をスパイ防止法違反として、一〇〇年を超える懲役刑に問うたのであった(ただし、訴えは最終的に却下された)。こうした伝説の人物を目前にして緊張している私に、エルズバーグ氏は気さくに日本の社会状況を質問するなど話しかけてくれた。

イ

インタビュアの冒頭から、エルズバーグ氏は核戦争による人類の消滅の危機について力説した。かつて彼が立案にたずさわったソ連・中国を対象とする核戦争時の作戦計画とのおおまかい結果(六億人に上る死者数)、そして日本への核持ち込みに触れた。こうした恐ろしい軍事計画

# 新刊 旧刊

ないよね。私は、こうした直接行動について理解を示しつつも、市民が運動するに際して逮捕されないように見守るのも弁護士の役割の一つだと

を立案する立場にあったからこそ、彼は政府による誤った軍事政策の危険性を肌身で感じ取ることができたのだ。

機密文書を漏洩した動機について質問したところ、彼は「ある集会で、米国の若者がベトナム戦争に反対するために投獄の憂き目にあうことを覚悟して徴兵カードを送り返すと宣言している姿を見た。理不尽な戦争に加担しないとの強い決意を示す若者の姿を見て、私の中に『投獄されるために生まれてきた』という考えが浮かび、ベトナム戦争を止めさせるために自分ができることは何かが分かった」と語ってくれた。

エルズバーグ氏は、たとえ自分の行動が直接政府の行動に影響を与えないかもしれないとしても、その行動を控えるべきではないと言った。「私は八五歳になるが、非暴力の行動で八〇回以上逮捕された。昨年も八月六日のヒロシマの日に核燃料が運搬されるのを許すわけにいかず、路上に座り込みをして逮捕された。核燃料を運び入れるにしても、老人一人を逮捕する手間だけはかけさせ

述べた。

## ま

た、エルズバーグ氏は、日本は紛争を非軍事的手段によって解決するという憲法九条をこれからも保持すべきであって、理不尽な軍事力行使し続ける米国のようになってはならないと述べた。また、安倍政権が秘密保護法を制定したのは内部告発を重い刑罰をもって抑止するためであって、それだけ内部告発を恐れているのであるが、修正されず刑罰が科されるからと言って内部告発を躊躇してはならないと述べた。

「ある人の行動は予期せぬ誰かの勇氣ある行動を促すことがある。徴兵カードを送り返すと宣言した青年の姿が、たまたま私を変えたように。だからみなさん、自分の行動は何の役にもたちはし

ないとあきらめ、行動を控えてはいけません」とエルズバーグ氏は述べる。実際にも元CIA職員

のスノーデン氏は、エルズバーグ氏から強く影響を受け、内部通報を決意したと述べている。こう

したエルズバーグ氏の良心、メッセージを心に刻み、私も政権の暴走をくいとする運動にこれからは参加していきたいと思う。

## 本

インタビューの詳細は、岩波ブックレット『国家機密と良心―私はなぜペンタゴン情報を暴露したか』に詳しい。ベトナム戦争で命を落とす若者のことを思えば、懲役一〇〇年は安いものだが、と言いつつエルズバーグ氏の良心は読者を奮立たせるだろう。ぜひお買い求めいただきたい。



### 【岩波ブックレット】

### 『国家機密と良心』

―私はなぜペンタゴン情報を暴露したか―

著者 ダニエル・エルズバーグ

発行 岩波書店

定価 740円＋税

A5 96頁



## 時間の節約と好循環

～逆転の発想から  
見えてくる  
ものがある～

二七年前の私が新人の頃、三つも席が離れていた先輩弁護士の話の傾聴をしていました。とにかくレスポンスが早いのです。その弁護士は人の三倍の事件をこなしていました。不器用で仕事が遅い私は、それをまねするなど、全く違うタイプのその先輩から学ぶことが多かったのです。

しかし、数年して改良すべき点があることに気づきました。弁護士はすぐに忙しくなります。文書やメールを書くとなれば時間がかかり、電話で話した方が二〇秒で済みますので時間的にはその方が効率的です。しかし、交渉等で相手方の弁護士や担当者に自分の考えを伝える時はどうでしょうか。私はあることに気付いてからは、時間ばかりですがなるべく文書で伝えるようになっています。それは何故でしょうか。

まず、正確に相手方に伝わるからです。電話で話した後どうなるかを考えればわかります。相手方弁護士は私の話したことを自分の依頼者に伝えねばなりません。二〇秒でも文字に起こせ

ばかなりの情報量ですから完全に再現されて伝えることは難しいです。また、自分らの言い分とは違うこと(聞きたくないこと)を言われていきますので、そのトーンも落ちて伝わります。さらに、相手も忙しいですから、いつ伝わるのか、また時間が経てばさらに不正確になります。一方、文書(FAX)で伝えるとどうでしょう。相手方弁護士は受けとれば、その内容を記憶・再現することなくそれを依頼者(決裁権ある上司)にそのままFAXすれば事足りります。こちらの言い分は一〇〇%正確に説得力も落ちることなく解決権限を持つ本人に伝わります。それもすぐに。そうなれば、解決も早く、こちらの要求基準に近い形での解決となる可能性がぐんと上がります。文書を書く三〇分が、結果的にその何倍の場合によっては何十倍もの時間の節約になります。また、文書を作成する三〇分の時間は自分の考えを再度深くまとめる機会にもなります。

私は、その後これを応用して、訴訟や調停前の段階でかなりの時間と労力をかけるようになりました。解決までのトータルの時間からすれば、その方が時間の節約になります。この結果、事件の回転も速くなり、さらに数もこなせ、評判もつき、経営にも好影響となるのです。フツの能力の弁護士であっても、少し相手の立場に立って考えてみることで、見えてくることがあります。

(青法協弁学会同部会議長 北村 栄)

## 編集後記

▼改正民法(債権法)の施行期日が近づいてきた。遅ればせながら、わが事務所でも勉強会を始めた。ところが、旧

法からある“とされる規定の趣旨がよくわからない。注釈書を見てもピンと来ない。こういうときは、天才といわれる我妻先生の教科書を見るとわかるか? どうも注釈書の類もこれを「コピペ」したらしい。調査の結果、我妻先生も鳩山大先生の本の「コピペ」のようだ。結局よくわからなくな。という状況に陥った。

▼「温故知新」とはよく言ったものである。思いつきで何かを言い出すのではなく、先人の成果を踏まえたいうえで、新しい発想を作り上げなければならぬ。これが「通説・判例」だとする、最近の教科書を見てそれ以上考えないのでは、立派な法律家にはなれない。年を経て、いまごろ実感するようでは、まさに『少年老い易く学成り難し』である。

(高野真人)